

## 特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年千葉県条例第 36 号）の 改正を行いました。 ※令和 3 年 6 月 9 日施行

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の改正により、法第10条第3項及び第52条第5項が新設され、改正前の各項が繰り下げられたことなどに伴い、特定非営利活動促進法施行条例を以下のとおり改正しました。

### 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（申請者が補正することができる軽微な不備）</p> <p>第三条 法<u>第十条第四項本文</u>（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微な不備は、客観的に明らかな誤記又は脱字による不備であって、当該不備を補正したとしても提出された申請書又は当該申請書に添付された書類の内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第十七条 読替え後の電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、<u>第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を</u>法第六十二条において準用する場合を含む。<u>）並びに</u>第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p>	<p>（申請者が補正することができる軽微な不備）</p> <p>第三条 法<u>第十条第三項本文</u>（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微な不備は、客観的に明らかな誤記又は脱字による不備であって、当該不備を補正したとしても提出された申請書又は当該申請書に添付された書類の内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第十七条 読替え後の電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、<u>第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）及び</u>第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p>